

令和5年12月8日

教員各位

富山大学長
齋藤 滋

教育における生成 AI に関する留意事項について（通知）

令和5年4月21日付けで「教育における ChatGPT 等の生成系 AI 利用にかかる留意事項について」通知しましたが、ChatGPT 等の生成 AI については、将来性のある技術であり、今後、さらなる活用と発展が見込まれます。教育への活用については、教員一人一人が必要な対策を講じるよう下記のとおり留意願います。

また、より具体的な留意事項については、別紙1「教育における生成 AI 利用の留意点」を参照してください。

今後、教育への活用については FD の開催などにより継続的に情報提供を行い、見直しや検討を行います。

なお、学生には別紙2のとおり通知していることを申し添えます。

記

- ・生成 AI の利用が、教員の授業支援や学生の予習・復習など、さまざまな場面で教育や学修を効率化し、生産性を向上させる可能性があるため、生成 AI の利用を排除することは難しい。
- ・学生が生成 AI をレポート作成等に利用することにより、学生自身の学びや厳格な成績評価において大きな問題が生じ得る。教員は、生成 AI に対応した評価方法を検討する必要がある。（例えば、成績判定のための試験等は、持ち帰ってレポートを書かせる形式ではなく教室で記述させる形式とするなど）
- ・学生に使用を求める場合は、留意事項を十分に説明する。また、生成 AI に質問した内容や使用した方法を記載するよう指示する。
- ・未発表の論文や個人情報など生成 AI に入力すると、それらの情報が意図せず流出・漏えいしてしまう可能性がある点に留意するよう学生に注意喚起する。

担当 学務部学務課修学支援チーム

教育における生成 AI 利用の留意点

ここでいう生成 AI とは、OpenAI ChatGPT、Microsoft Bing AI チャット、Google Bard などの対話型エージェントを主な対象としているが、広義には写真編集アプリケーションに含まれる AI による画像生成や音声生成、動画生成などの技術も含まれる。

①設計：授業の設計段階では、以下の点に留意して設計を行う。

- 生成 AI の利用可否を検討する
授業内での生成 AI の利用可否を検討し周知する。今後、生成 AI の利用は加速していくことが予想されるため、学生に対して一律に利用を禁止するのではなく、部分的に利用可能な場面がないか検討する。
- 利用ルールを検討する
生成 AI を利用する場合には、どのように利用するか目的・範囲・方法などのルールを定めて周知する。
- 推奨サービスを例示する
生成 AI を利用する場合には、推奨するサービスを例示する。サービスが標準で利用可能かどうか、登録や課金、購入が必要ではないかを確認し、必要なものは事前に案内する。（※本学 PC 端末では Microsoft Bing AI チャットが標準で利用可能になっている。）

②実施：授業の実施段階では、以下の点に留意して実施する。

- 個人情報・機密情報
生成 AI の中には利用者が入力したデータを使って学習し、以降の結果に反映させる仕組みを持つものがある。それによって第三者への情報流出が起きる可能性があるため、個人情報・機密情報を入力しないように指導する。（※法人契約などで情報が守られる仕組みになっている生成 AI には該当しない。）
- 著作権への配慮
アメリカでは、画像生成 AI を提供する会社に対して、自作品の著作権を侵害されたとするアーティストによる集団訴訟が起きている（ただし、裁判所によって棄却）。全く新しい仕組みを用いているため法的には未確定の要素が多く、著作権上の取り扱いについて今後も注視していく必要がある。
- 出典を明示する
現在の生成 AI は、事実に基づかない情報を生成することが確認されている。生成 AI の出力内容を鵜呑みにするのではなく、それが事実であるのか、客観的な証拠があるのかどうかを確認し、出典を明示するように指導する。

③評価：成績評価段階では、以下の点に留意して評価を行う。

- 盗用・剽窃・AI ライティング検出ツール

成果物が人か AI のどちらによるものなのか判別を行うことは技術的に困難である。検出ツールによって AI 利用を検出し、それに対応するエビデンスを提示出来たとしても、教員、学生の双方が納得してその結果を受け入れられるかどうか不透明である。そこで、ツールには頼らず、生成 AI に対応した評価方法を検討していく必要がある。

- 試験や成果物による評価

これまでの知識・理解や思考・判断に関する筆記試験、論述課題、レポート課題は生成 AI による影響が大きいと考えられる。そこで、これらについては授業時間内で作業を完結させる、口頭試験にする、結果だけでなく途中経過（課題作成途中の資料など）も含めて評価する、レポート 1 本だけで評価するのではなく多様な手段を用いる、などを検討する。

- 生成 AI に対応した評価

生成 AI を利用する場合には、利用したサービス名を明記することを義務付け、併せてプロンプト（質問・作業指示文）を提出させる。技能や関心・意欲、態度に関する観察法、口述（面接）試験、実技・実演、ポートフォリオ、自己評価などを活用する。

（参考）

* 評価における生成 AI の影響

https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/project/generative_ai/assessment_ai.html

* 九州大学の教育における生成 AI 利活用の注意点～教員向け～（令和 5 年 9 月 25 日）

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/2546/>

* 「オンラインイベント 教員向け ChatGPT 講座～基礎から応用まで～」(2023 年 5 月 13 日実施のオンライン講座資料スライド)

<https://edulab.t.u-tokyo.ac.jp/2023-05-13-report-event-chatgpt-course/>

* 画像生成 AI 「Stable Diffusion」や「Midjourney」に自作品の著作権を侵害されたとするアーティストたちの集団訴訟が裁判所によって棄却される（2023 年 10 月 31 日）

<https://gigazine.net/news/20231031-stable-diffusion-midjourney-copyright-lawsuit/>

* Artists Lose First Round of Copyright Infringement Case Against AI Art Generators

<https://www.hollywoodreporter.com/business/business-news/artists-copyright-infringement-case-ai-art-generators-1235632929/>

令和 5 年 1 2 月 8 日

学生各位

富山大学長
齋 藤 滋

教育における生成 AI に関する留意事項について（通知）

令和 5 年 4 月 21 日付けで「教育における ChatGPT 等の生成系 AI 利用にかかる留意事項について」通知しましたが、ChatGPT 等の生成 AI は将来性のある技術であり、今後、さらなる活用と発展が見込まれることから、引き続き、下記に留意し、大学での学修に取り組んでください。

なお、今後も継続的に、教育への活用を含めた対応の見直しや検討を行う予定です。

記

- ・授業によっては、生成 AI の使用を禁止したり限定したりする場合がありますことから、生成 AI の使用については、授業担当教員の指示に従うこと。
- ・生成 AI の出力には他者の著作物が含まれていることもあり、著作権侵害や剽窃とみなされるおそれがあるため、出典を確認するようにするなど、他者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- ・生成 AI の出力には誤りが含まれることもあり、出力された内容が正しいか否か必ず自分自身で確認すること。
- ・情報が意図せず流出・漏えいしてしまうおそれがあるので、未発表の論文や個人情報など非公開情報を生成 AI に入力しないこと。
- ・生成 AI の出力をレポート、リアクションペーパー、学位論文等の作成にそのまま利用することは、自らの思考力や表現力などの向上にはつながらないので、自身のことばで書くこと。
- ・試験や成果物等において、教員の指示に従わず、利用の目的、範囲、方法などのルールに違反した場合は、不正行為とみなされる可能性があるので十分留意すること。

担当 学務部学務課修学支援チーム

ここでいう生成 AI とは、OpenAI ChatGPT、Microsoft Bing AI チャット、Google Bard などの対話型エージェントを主な対象としているが、広義には写真編集アプリケーションに含まれる AI による画像生成や音声生成、動画生成などの技術も含まれる。